

(2022年6月1日改定)

改 定 前	改 定 後
<p>ネットサービス利用規程</p> <p>第1条（目的）</p> <p>「田中貴金属の純金積立」の会員は、インターネットを介してスポット購入、お預り貴金属地金の<u>売却・引出し</u>および残高照会等を行うサービスである「『田中貴金属の純金積立』 ネットサービス」（以下、「ネットサービス」といいます）を利用することができます。本規程は、「『田中貴金属の純金積立』約款」（以下、「基本約款」といいます）の附帯規程として、会員がネットサービスを利用される場合の申込方法および取引・サービスの内容等を規定するものです。なお、本規程における用語については、別段の定めがない限り、基本約款における用語と同様の意味を有するものとします。</p> <p>第2条～第5条（条文省略）</p> <p>第6条（ご利用可能な取引・サービス）</p> <p>1. 会員は、ネットサービスにより、以下の取引およびサービスを利用することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 情報照会</li><li>(2) 情報変更</li><li>(3) スポット購入</li><li>(4) お預り貴金属地金の<u>売却</u></li><li>(5) お預り貴金属地金の引出し</li><li>(6) 預り金の返却の申込み</li><li>(7) 本会員契約の解約の申込み</li></ul> <p>2. (条文省略)</p>	<p>ネットサービス利用規程</p> <p>第1条（目的）</p> <p>「田中貴金属の純金積立」の会員は、インターネットを介してスポット購入、お預り貴金属地金の引出し、<u>金銭による返却（現金化）</u>および残高照会等を行うサービスである「『田中貴金属の純金積立』 ネットサービス」（以下、「ネットサービス」といいます）を利用することができます。本規程は、「『田中貴金属の純金積立』約款」（以下、「基本約款」といいます）の附帯規程として、会員がネットサービスを利用される場合の申込方法および取引・サービスの内容等を規定するものです。なお、本規程における用語については、別段の定めがない限り、基本約款における用語と同様の意味を有するものとします。</p> <p>第2条～第5条（現行どおり）</p> <p>第6条（ご利用可能な取引・サービス）</p> <p>1. 会員は、ネットサービスにより、以下の取引およびサービスを利用することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 情報照会</li><li>(2) 情報変更</li><li>(3) スポット購入</li><li>(5) お預り貴金属地金の<u>金銭による返却（現金化）</u></li><li>(4) お預り貴金属地金の引出し</li><li>(6) 預り金の返却の申込み</li><li>(7) 本会員契約の解約の申込み</li></ul> <p>2. (現行どおり)</p>

第7条（条文省略）

第8条（情報変更）

1. 会員は、会員専用サイト上から、電話番号、メールアドレスまたはログインパスワード等の変更を行うことができます。

2. ～4.（条文省略）

第9条（条文省略）

第10条（ネットサービスによるお預り貴金属地金の売却）

1. 会員は、会員専用サイト上から、お預り貴金属地金の売却を申し込むことができます。

2. 前項の申込みがあった場合、弊社は、売却の申込みのあったお預り貴金属地金を、基本約款第12条第1項の規定にかかわらず、第15条第1項に定める申込受付時点における弊社ネット取引買取価格にて買い取るものとします。

第11条（ネットサービスによるお預り貴金属地金の引出し）

1.（条文省略）

2. 前項の場合において、引出手数料およびバ一指定手数料を支払うためのお預り貴金属地金の一つの品種の買取価格は、基本約款第13条第9項の規定にかかわらず、第15条第1項に定める申込受付時点における弊社ネット取引買取価格とします。

3. 第1項の場合において、基本約款第13条第12項に定める引出しの申込みから12か月

第7条（現行どおり）

第8条（情報変更）

1. 会員は、会員専用サイト上から、住所、電話番号、メールアドレスまたはログインパスワード等の変更を行うことができます。

2. ～4.（現行どおり）

第9条（現行どおり）

第11条（ネットサービスによるお預り貴金属地金の金銭による返却）

1. 会員は、会員専用サイト上から、お預り貴金属地金の金銭による返却を申し込むことができます。

2. 前項の申込みがあった場合、弊社は、基本約款第13条第2項の規定にかかわらず、金銭による返却の対象とされたお預り貴金属地金の重量に第15条第1項に定める申込受付時点における弊社ネット取引買取価格を乗じて算出した額で返却します。

第10条（ネットサービスによるお預り貴金属地金の引出し）

1.（現行どおり）

2. 前項の場合において、引出手数料およびバ一指定手数料を、当該手数料の合計額に相当する重量のお預り貴金属地金の金銭による返却を行い、その返却金によって支払うときは、基本約款第12条第9項の規定にかかわらず、第15条第1項に定める申込受付時点における弊社ネット取引買取価格で計算します。

3. 第1項の場合において、基本約款第12条第12項に基づき、引出しの申込みから12か

<p>が経過したにもかかわらず受取れない<u>場合</u>における<u>お預り貴金属地金の買取価格は、同項の規定にしたがい、弊社店頭買取価格と</u>します。</p> <p>第 12 条～第 21 条（現行どおり）</p> <p>以上</p>	<p>月が経過したにもかかわらず受取れない<u>ため、金銭による返却を行ってその返却金を振</u>り込むときは、<u>同項の規定にしたがい、弊社店頭買取価格を乗じて返却金を算出するもの</u>とします。</p> <p>第 12 条～第 21 条（条文省略）</p> <p>以上</p>
---	--